

がん患者の皆様へ

ウィッグ・補整具の購入費用を助成します

～がん患者の就労や社会参加を応援するために～

福井県では、がん患者の皆様の就労や社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるように、ウィッグ(かつら)や補整具の購入費用の一部を助成します。ご希望の方は、下記をお読みの上、申請手続きを行ってください。

助成を受けることができる方

助成の対象となるのは、次の項目すべてに該当する方です。

- 福井県内に住所を有する方
- がんと診断され、その治療を受けた方または現に受けている方
- がん治療に伴う脱毛など外見の変化に対するウィッグなどの補整具が必要となっている方
- 本事業による助成を受けていない方（1人につき1回限りの助成です。）

助成の対象

助成の対象となるのは、2018年4月以降に購入した補整具で、購入日から1年以内に申請した購入費用です。

- ・ 既製品だけでなく、材料を購入して帽子などを作成する場合の材料費も対象となります。

助成の金額

10,000円

- ・ 購入額が10,000円に満たない場合は、実際に購入した金額を助成します。
- ・ 10,000円までであれば、複数の補整具の購入費を併せて申請ができます。
- ・ 申請は助成対象者1人につき、1回限りです。



申請方法

「がん患者アピアランスサポート事業補助金交付申請書兼実績報告書」に必要事項を記入して、下記の書類等を添えて、県健康増進課およびお近くの健康福祉センター（裏面）まで、郵送またはご持参ください。ご家族がご持参頂いても結構です。

☆申請に必要な書類☆

- がん患者アピアランスサポート事業補助金交付申請書兼実績報告書（県のホームページからダウンロードができます）
- 補整具などを購入したことがわかる領収書など（コピーでも可）（購入品目、金額がわかるもの）
- がん治療を受けていることを証明する書類（コピーでも可）
例：お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書、診断書
※抗がん剤名称が記載されているなど、がん治療を受けていることが確認できるものとしてください。
- 県税の納税状況の確認に関する同意書または納税証明書



※写真はイメージです。

申請窓口およびお問合せ先

- どの機関でもお問合せができますので、お気軽にお問合せください。
- また、ご申請は、郵送または、お近くの機関にお持ちください。
- (お問合せ・受付日時：月～金（祝日は除く） 8：30～17：15)

機関名	郵便番号	住所	電話番号
健康増進課（がん対策推進グループ）	910-8580	福井市大手3丁目17-1	0776-20-0349
福井健康福祉センター	918-8004	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-3429
坂井健康福祉センター	919-0632	あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0609
奥越健康福祉センター	912-0084	大野市天神町1-1	0779-66-2076
丹南健康福祉センター（鯖江庁舎）	916-0022	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
丹南健康福祉センター（武生庁舎）	915-0841	越前市文京2丁目13-39	0778-22-4135
二州健康福祉センター	914-0057	敦賀市開町6-5	0770-22-3747
若狭健康福祉センター	917-0073	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300

Q&A

質 問	回 答
補助してもらえる回数は何回ですか	<u>1人当たり1回に限ります。</u> 助成を受けた後に、異なる補助具を購入した場合でも、1回助成を受けた方は、再度申請することはできません。
補助対象となる補助具は、1人1つに限られますか	<u>購入される個数は問いません</u> ので、複数購入されたものをまとめて、 <u>1回で申請することは可能です</u> 。ただし、上限1万円までの補助となります。（逆に1万円を超えない場合は、購入額全額補助となります。）
異なるがんになった場合や再発の場合には、再度申請が可能ですか	再発・転移など異なるがんにかかった場合でも <u>再度の申請はできません</u> 。
補助対象となる補助具に規定はありますか	特に規定はありません。かつらの装着のための頭皮保護ネットや帽子を手作りするための糸や布、補正パットや浮腫予防ストッキングも対象となります。対象になるか不明な場合は、お問合せください。
補助対象となるために購入日に制限がありますか	平成30年4月1日以降に購入され、購入から1年以内に申請された補整具が対象となります。領収書などにより確認させていただきます。
治療を受けたのは3年前ですが、補助の対象となりますか	治療を受けられた日は問いません。現在、治療に伴う症状があり、平成30年4月1日以降に購入されたものが対象です。

下記の **がん診療連携拠点病院の「がん相談支援センター」** でも、
脱毛などへの対応や日常生活についての相談、情報提供を行っています。

(ご相談日時：月～金（祝日を除く） 8：30～17：00)

がん診療連携拠点病院	住所	電話番号
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8-1	0776-54-5151（代表）
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	0776-61-3111（代表）
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1	0776-28-1212（直通）
福井赤十字病院	福井市月見2丁目4-1	0776-36-3673（直通）
独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町33-1	0770-25-1600（代表）

- 「まちなかがん相談窓口」でも、下記のとおり相談を受け付けています。

【相談日時】第1火曜日 10:30～15:00 福井県看護協会（専用電話）0776-54-8620

【がん患者アピランスサポート事業の問合せ先】

福井県健康福祉部健康増進課がん対策推進グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 (☎ 0776-20-0349)

(申請書ダウンロードなど <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/gantaisaku/apiaransu.html>)

